

共済金等のお支払い時期および遅延利息について



共済金等のお支払い時期については、共済契約および共済金の種類ごとに異なります（確認する事項、調査の有無によっても異なります）ので、今回ご請求いただいた共済金等にかかるお支払い時期の詳細については共済約款もあわせてご確認ください。

●お支払い時期について

共済金の種別、事実確認・調査の有無によって、共済金等をお支払いする時期を次のとおり定めています。

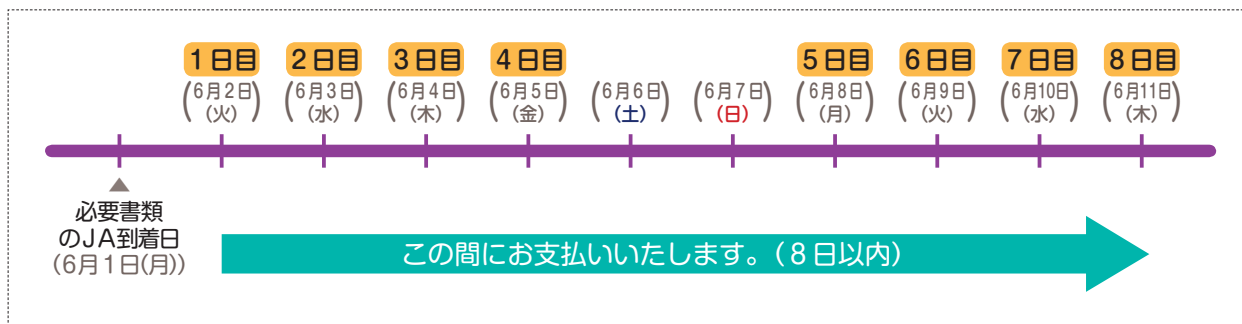
(1) 共済金等のお支払いのために特段確認を必要としない場合

ご請求に必要な書類すべてがJAに到達した日の翌日以後、8日以内に共済金等をお支払いします。

共済金の種類	支払期限
死亡共済金（生命共済） 満期共済金 年金 など	8日以内※

※土日・祝日・12月29日～1月3日については8日に含みません。

■6月1日（月）にご請求に必要な書類すべてがJAに到達した場合の例（共済金等のお支払いのために事実確認を行わない場合）



(2) 共済金等のお支払いのために事実確認を行う必要がある場合（30日以内）

ご請求に必要な書類すべてがJAに到達した日の翌日以後30日以内に次の事項の確認を終え、共済金等をお支払いします。

- 支払事由に該当する事実の有無
- 共済金が支払われない事由に該当する事実の有無
- 無効、取消または解除の事由に該当する事実の有無

共済金の種類	支払期限
死亡共済金（傷害共済） 入院共済金 手術共済金 部位・症状別治療共済金 通院共済金 後遺障害共済金 など	30日以内

(3) 事実の確認を行うために、特別な照会または調査が不可欠な場合

(60日～180日)

(2) の中でも、事実の確認を行うために、特別な照会または調査が不可欠な場合は、ご請求に必要な書類すべてがJAに到達した日の翌日以後、次のいずれかの日数を経過するまでに共済金等をお支払いします。

特別な照会または調査の内容	支払期限
災害救助法が適用された被災地域における調査	60日以内
医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会	90日以内
後遺障害の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害の認定にかかる専門機関による審査等の結果の照会（傷害共済のみ）	120日以内
<ul style="list-style-type: none"> ・弁護士法その他の法令に基づく照会 ・警察、検察、消防その他の公の機関による調査・捜査の結果の照会 ・日本国内で行うための代替的な手段が無い場合の日本国外における調査 	180日以内

なお、この場合、JAは確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を共済金受取人に通知します。

●遅延利息について

共済金等を支払期限経過後にお支払いする場合には、支払期限を超えた期間について、お支払いすべき金額に年5%の遅延利息（単利・日割り計算・円未満四捨五入）をお付けいたします。

■6月1日（月）にご請求に必要な書類すべてがJAに到達した場合の例 （共済金等のお支払いのために事実確認を行わない場合…支払期限8日以内の場合）



■6月1日（月）にご請求に必要な書類すべてがJAに到達した場合の例 （共済金等のお支払いのために事実確認を行う必要がある場合…支払期限30日以内の場合）

